

ID: 1014

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	雨水流域下水道における施設損傷者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第25条の30第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第25条の30第2項において準用する法第18条の規定による。 (損傷負担金) 第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日